

免許番号 区第506号

漁場の位置 たつの市御津町室津地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、B、C、Dを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域及びE、Fを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

A たつの市御津町金ヶ崎南端（たつの市・相生市界）（北緯34度45.31分、東経134度28.45分）

B たつの市室津漁港沖防波堤東端（北緯34度46.03分、東経134度30.04分）

C たつの市室津漁港沖防波堤西端（北緯34度46.08分、東経134度29.91分）

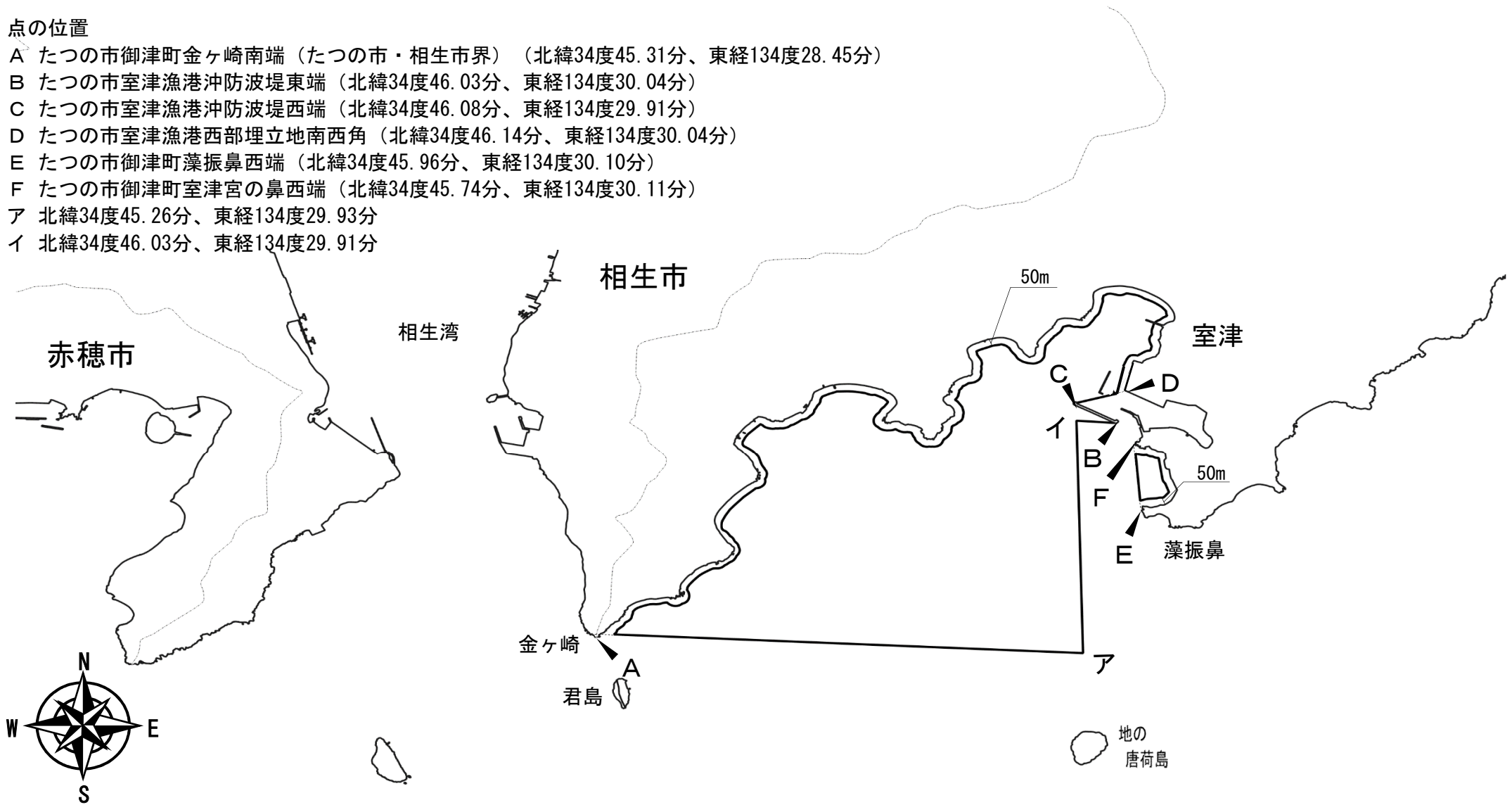
D たつの市室津漁港西部埋立地南西角（北緯34度46.14分、東経134度30.04分）

E たつの市御津町藻振鼻西端（北緯34度45.96分、東経134度30.10分）

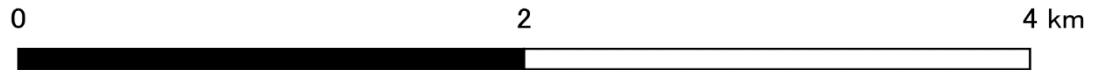
F たつの市御津町室津宮の鼻西端（北緯34度45.74分、東経134度30.11分）

ア 北緯34度45.26分、東経134度29.93分

イ 北緯34度46.03分、東経134度29.91分



令和5年9月1日 免許
区第506号



1	表 示				表示 番号	表 示		
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日		
	漁 場	別紙漁場図のとおり						
	漁業の種類	第1種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで				
	主な漁獲物							
	漁業の時期							
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。							
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区	
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項	
1	たつの市御津町室津493番地の2地先 室津漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第506号		摘 要		